

古商工発第697号
令和2年2月7日

会員 各位

古河市商工会
会長 石川 康夫
＜公印省略＞
古河市商工会建設業部会
部会長 高橋 正
＜公印省略＞

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の開催について (6時間教育 及び 1.5時間教育同時開催)

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、建設業労働災害防止協会茨城県支部のご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

建設業の死亡事故でもっとも多い「墜落・転落」の防止策として、平成30年6月に労働安全衛生規則の一部が改正され、「高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型を使用して行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)」が特別教育の対象となりました。

つきましては、下記事項にご留意の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

記

- 期 日 **令和2年4月3日(金) 受付 午前8時20分**
*遅刻は一切認められませんので、余裕を持って早めに受付を済ませて下さい。
- 会 場 古河市商工会 三和事務所 (古河市仁連 2053-1)
- 定 員 **40名** (境町・五霞町商工会との共催で 40 名の定員となります)
- 申込締切 **令和2年3月16日(月) ※定員となり次第締め切りとなります**
非会員事業所の受付が3月1日から始まりますので、早めにお申し込みください
- 受講料 **【全科目 6時間】 10,300円 (テキスト代 810円含む)**
【省略 1.5時間】 5,000円 (テキスト代 810円含む)
(注)受講料は災害防止協会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意ください。
- 受講手続 下記書類を準備していただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。
 - ①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)
 - ②受講料(テキスト代含む)
 - ③証明写真 1枚・・・縦 3.0cm×横 2.4cm で裏面に氏名を記入したもの
3か月以内に撮影した上三分身、正面(帽子及びサングラス不可)

7. 実技受講に必要なもの(6時間教育受講者のみ)

- ・フルハーネス型安全帯(ただし、お持ちでない方は貸出いたします)
- ・保護帽(ヘルメット) ・作業着

8. 受講対象者 満18歳に達していること

※1. 5時間教育(事業主証明が必要)

本教育の申込日前日までに、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型の安全帯を用いて行う作業に6か月以上従事した経験を有する者

9. 講習時間

時 間	科 目	受講科目	
		6時間	1. 5時間
8:30 ~ 8:40	開講式・オリエンテーション	○(受講)	○(受講)
8:40 ~ 9:40	労働災害の防止に関する知識	○(受講)	○(受講)
9:45 ~ 10:15	関係法令	○(受講)	×(省略)
10:15 ~ 10:20	修了証交付(省略1. 5時間受講者)		
10:25 ~ 11:25	作業に関する知識	○(受講)	×(省略)
11:30 ~ 12:00	【実技】 墜落制止用器具の使用方法等	○(受講)	×(省略)
12:50 ~ 13:50	【実技】 墜落制止用器具の使用方法等	○(受講)	×(省略)
13:55 ~ 16:00	墜落制止用器具に関する知識 修了証交付	○(受講)	×(省略)

10. 資格取得奨励金

資格取得奨励金として、講習修了者に対し受講料の10%(上限3,000円)を商工会より事業主へ支給いたします。【*古河市商工会の会員の事業主、役員、従業員(家族含)の受講に限ります。】

お問合せ 古河市商工会総和事務所 TEL 0280-92-4500